

処 分 基 準

令和 6 年 7 月 19 日 作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第77条第 4 項
処 分 の 概 要：	道路使用許可の条件の変更・付加
原権者（委任先）：	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：	
処 分 基 準：	道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長（高 速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以 上の警察官を含む。）は、道路や交通の状況等の変化により道路 使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著し い支障が新たに生じたときは、道路交通法第77条第 3 項に基づき 付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
問 い 合 わ せ 先：	交通部交通規制課企画係 （電話 095－820－0110 内線5171） 警察署交通課（地域交通課）（電話 内線 ） 高速道路交通警察隊 （電話 0957－26－0178 内線 ）
備 考：	